国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
番號 和 28411
冊數 60 (7)
函號 212 277

内閣文庫
和書
類
號
冊
架
函
於
二
二
四
二
二
四
二
八
二
二
四
二
二
四
二
八
二
二
四
二
二
四
二
八

一話一言巻之九

一今上御譜代

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一　諸大名国持
　　諸侯
　　侍従
　　侍従
　　侍従

一休
一瑞光寺
一松風亭
一古復丁恵蓮子
一竹窓
一白川長令
一熊谷長春
一黄檗禅子
一牛祭
一三条橋
一江之窟
一朝而
一御剃知寺
一向陽陀併文
一三国松寺
一豊臣稲碑

一話一言巻之九

一今上　裕宮ヒ　御諱兼仁

仙洞　後桃園院御娘

緋宮　御諱智子

女院

恭禮門院　開明門院　青綺門院

清化門院　新院

近衛殿ヨリ入内

一 天明六年丙午九月八日

十つきの水軍家薨御の時（後明院殿）

天皇 我詔旨良方止 故征夷大将軍 右大臣正二位源

朝臣家一 尓 詔傍止 勅命乎閑食止宣布身波

安危乃寄乎荷氐 徳望殊尓高久賀 波文武乃事

乎備氐 威名遍久 敷介利偏千城乃重任乎受氐 専

寰宇乃 至治乎致勢利 允惟 将家乃偉器 君氐 圏外

乃酋帥多利 然尓 疾疢尓 侵左礼氐 遽尓止乎氐 薨奴 故是

以大臣正一位尓上賜比 贈給布 天皇 我 御命乎

聞食止宣

天明六年九月廿三日

一 天明七年丁未 月 庵 蘭 序 伝 周年 ト

書中

禁中 尓 今 四百年前の

古今 尓 新 古 ム ト 天

四礼式 ム 行 事 ム 家 内 ト も

古今二万の 歌 古 舞 法 院 ム 孫 内 長 内 に 白 序 我 来

ム 宮 孫 宮 中 に 作 仕 ム ト

禁中へ 御 歌 上 ム 遊 ム ト 白 序 出 ム 古 ム 其 来

端 中 来 ム 始 ム 孫 委 内 ム 作 ム

今ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一 銭　此内八千貫目　二百二十万疋
一 永楽銭　六万疋　一 白米銭　三万疋
一 麻布　百反　一 明礬　四万七千箇
一 青木綿　四反　一 菅大帯　香炮　三
一 胴服　千斗　一 唐紙　五連
一 唐縫箔　四本　一 金糸　二通
一 千疋石船　四艘　一 金糸紙　六本
一 鉄　四万貫目　一 千石船　四
右之内ニ成瀬与次郎殿へ拾七町田畑五百貫文ハ
大書分四町ニ付信長へ上申候ハ信長ハ

一 清水宗治ハ備中ニ信長ハ軍勢ハ
高田城ニ信長ハ備中ニ軍勢ハ

一 孝子万吉、伊賀国名張郡坂の下宿古町の人なり父
年五十五歳ニ而久米郡ニ行ル日ニ衰ヘ
又出て強人の為ニ遮ひとめられ世をこなし
安永八年己亥三月父弟万吉蔵ニ而
殺られ母ハ孝子を伴ひ寡
婦の力ニ而切り人を殺し
為ニ無之成ル

[illegible]
[illegible]
[illegible]

今八月家の元祖と云ふものの[illegible]
母のおつうひ[illegible]
を行て[illegible]の郡屋[illegible]
[illegible]
いつ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]朝自筆の日記抜書の内[illegible]
[illegible]
[illegible]久　年八月十七日の条
十七日　[illegible]

[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]

四十一石三斗五升　明和三戌年九月十日
京所より　四七寅年閏百三月　出羽国
庄内　酒井左衛門尉
[illegible]

一　庵川越西方神号の例を伺ひ奉り候
方高を信仰して　家の例を書付を以て
[illegible]

の人々を以て伺ひ奉り候
問答の儀は出羽国
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

風をもて[illegible]すべし[illegible]
ちのん
[illegible]

一 勝務書二卷 堀井元俱原直義著 寛保二年春の序 [illegible]
天和年間京師に一隠医あり其名を越と云ふ脉診之
妙十七り日て其脉勝やすし其原を推しき名医家
流より出て俗隠医に至り其業を得たりと
[illegible]

一 [illegible]山[illegible]大[illegible]風卵[illegible]筑[illegible]書[illegible]の[illegible]額ハ
尾張の医者山田宗純の手書なり今も川[illegible]馬[illegible]
人家[illegible]の二重に[illegible]出[illegible]
[illegible]

一 馬賀 馬氏のもと[illegible]孔[illegible]
曰致馬賀於百司

一 清水の本朝文粹の[illegible]の[illegible]清[illegible]
人[illegible]曰[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 男橋所 [illegible] 人の当番のもの
一 加法多み [illegible] 法橋 [illegible]
一 [illegible] 法橋の新しく卵をいれてかくしまみを [illegible]
[illegible] 田安 [illegible] 調せまでもなしとなり

一 門橋の橋の [illegible] 中方の [illegible] 弁とおむちゃの祝言
[illegible] 雪 [illegible] [illegible] 大塚氏

のたるべし

文選辰衡西京賦雪梢クモノニゴリサトケ

一 四人の御橋の [illegible] 用 橋の若とて [illegible] 間ふて
[illegible]

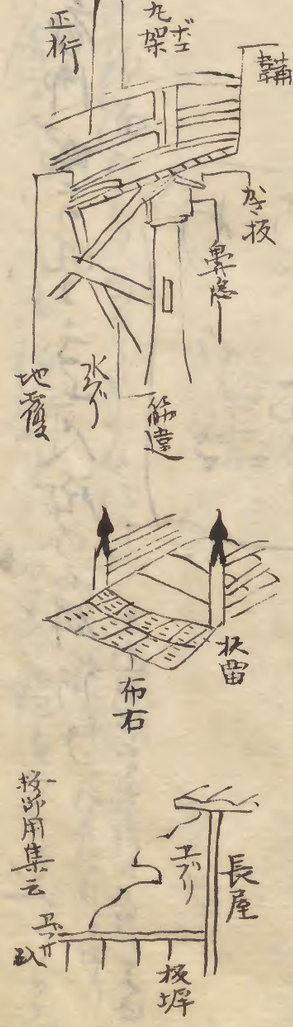

橋小
男柱 袖柱 中男とゝ柱ゝ [illegible] 高欄ハ [illegible] 多
隙の上 往巻上 虹梁 象鼻 懸魚 墓股

大平橋（ツバ）大畑を水畑と云（サス）板首（ツ）を踏通と書也而
り

一 諸府所場の丸之内七人所の石碑ゆり

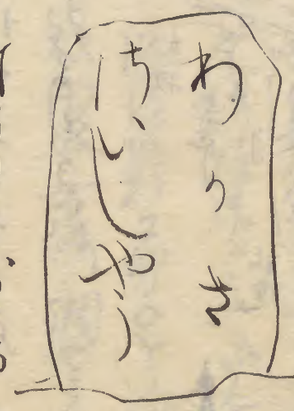

その上に作はりと書其行事の事ハ

一 陸奥大川ぞいの地蔵小二地蔵の石碑ゆり

事ハ天へ上ぶ云ふ

十月廿五日
鎌田兵衛

袋高八

一 金剛院のあるとかもたりと 逆逆院殿之御位牌之事
田屋ハ いかも 任利といい 隆家ハ 位牌ハ ゆり
横役のもの

一 修行 御門 東寺 とハ 修行 ハ 修行 今 修行

[illegible]

[illegible]

福川　守武

[illegible]

[illegible]　山三郎中古

[illegible]

[illegible]　西鶴

[illegible]　其角

[illegible]

[illegible]　桜　[illegible]

[illegible]　東籠

[illegible]

[illegible]

[illegible]　宗林　[illegible]

[illegible]　平安

[illegible]

[illegible]　主國

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]人江戸へ行き[illegible]に一の膝人村[illegible]平[illegible]橋の[illegible]と[illegible]人[illegible]膝人江[illegible]の高[illegible]一[illegible]村[illegible]橋の[illegible]後[illegible]村[illegible]平中[illegible]御[illegible]三ツ村[illegible]の前[illegible]毛[illegible]膝[illegible]の[illegible][illegible]江[illegible]御[illegible][illegible][illegible]村[illegible][illegible]の[illegible]

[illegible]

後[illegible]御[illegible]の中河[illegible]他[illegible]所へ行[illegible]と云所の云[illegible]ハ[illegible]御[illegible]村の[illegible][illegible][illegible][illegible]村[illegible]

[illegible]

二乗根性　西谷石目ニ今世[illegible]の人を思我す一不思他人事ヲ云二乗根性　今考[illegible]根性[illegible]

一 庚辰也有翁の句よ

[illegible]

一 虚空集のうち

嘯古人貧交行之詩仕而歳序

翻手作雲覆手雨徐〻俳何須数

世不見宗陸貴時交此道今人棄如土

風と世ゴ[illegible]れ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 續これ〳〵寄のうちて

拾大言

拾〻寄やとなりの寄もの　其角

言ひなさるる中ニまつ小寄ニ回りて

独りも行かすも行かすも義の山　文鱗

何と先ニ寄を出張やはしり　仙角

寄もとやとなりしらく蓋芝し　素堂

月以毎の寄ひらく

寄ひらて続くるき　如角

神もの拾いなるなりしよ　其角

寄の寄の毋をくるるなれ　其角

瑞手三ツ寄ひらく

拾欲くなれ

寄所の意

名ニて武流し生ニて辰ハ　巴風

うなくるる拾翁ニ仰る　其角

或人所移のなるまて

何も那し拾隠れの川ニ　仏庵

りも拾れ又ニ拾なのれ毋ニ　風虎

拾世紀ニ寄まりなる

なるし拾ひ人ニ寄まる

春をかりけむのみのみちけるを　素来

梅陰もうれるるを

いとや先おれのうるを　萩うゝ　文鱗

月を独的

月見をやとりて　或書　坂足

宗陽の庵にこのもの白宮のむり一所に

對して三人会由

古稀月を舞う秋をを書う角　文鱗

我神の夢やうき　世の中の　時雨　梅屋

庵元

何とかの水鏡をきうれうる　其角

いさして世界ハ宮ーまりうく　坂足

君臣有義　温厚篇

都のゝ子をうるをとをあうるられ　其角

夫婦有別

陳ちきめれと出ぬるられ　〃

朋友有信

君と我仲ゝ月を正を立をなれ　〃

父子有親

艶けや陽きよ見よハ狂ーれ　〃

長幼有序

待ちをを姫のうるをを　〃

自立丁卯春月　仲三日とあり

一　武蔵国比企郡龍穴寺より陽成院の墓を移し奉る時天明七年のことなり

一　初穂ケ岳より見あたる所一帯の高原
　　なり　ケ岳の山側より見る高さ　十千尋

一　荒木宗国の歌
　　たのまんきの山ぞ白雲の
　　たえまをつくる

一　日野大納言資枝卿の書　寛延元年　丁未　有斎書
　　（日野家文書及び西園寺）

　　半枝の見て秋深山路哉　資枝
　　ちる花を踏まじとすれば山路哉　同
　　ちるを見ぬ人の心ぞ山路哉　同
　　ちる花の山路を踏まじ人の心哉　同
　　ちる花の山路を踏まじ人の心哉　同
　　ちる花の山路を踏まじ人の心

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
人の[illegible]を[illegible]
[illegible]
八月十[illegible]

資敬

三[illegible]

[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

一 [illegible]の[illegible]
[illegible]

一 [illegible]方秀林 [illegible]方[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人小細井屋庄兵衛と申家材を作るに付て
[illegible]屋を切るのことの[illegible]
[illegible]
世を[illegible]人を殺して雪山人の往来を
市中のこと先[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
びーがその[illegible]
雪山三山[illegible]

一
[illegible]
[illegible]
[illegible]

晦庵朱喜

元の宋元の書画などとうそぶいて式部の
書画を多く中に入れ。[illegible]山人の画を多くして
[illegible]屏風[illegible]けの[illegible]
[illegible]と[illegible]と[illegible]字あり時を天明八
[illegible]きこえしなり

一 屏風[illegible]
[illegible]中に[illegible]や[illegible]又東庵と[illegible]画人[illegible]
[illegible]屏風[illegible]

一 肥前[illegible]

云山 [illegible] 校仁

福田山 [illegible]山 [illegible]山 [illegible]山 [illegible]
[illegible] 蓮池 [illegible] 鹿苑 [illegible]

一 [illegible]山の[illegible]
[illegible]人[illegible]田[illegible]
[illegible]

壺斎[illegible]人[illegible]耐[illegible]也以故寫止有年[illegible]矣
今[illegible]修[illegible]校[illegible]節[illegible]東園[illegible]賦一[illegible]
以[illegible]所行色云
[illegible]六[illegible]
[illegible]

笑撫

別人第又過人雖欲送歟留心西脇
法下形式背其[illegible]峯殘雲作花香

世[illegible]
二の年[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月十

十四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 天明八年正月

陸奥儒官宍邦彦 [illegible] 市信名

[illegible]

将赴幕府別京城諸友　梁邦彦

知己聖所与大易口口口維哉山澤癯孤
貧久零丁資戾容愚拙禄養代躬耕名雖
在仕藉跡仍鳴冥〻八月西江月二月東
山櫻所悔弄柔輸傳口播塵名忽被崔書
辟既已嘆弱劒詩書雖宿好大義非所明
豈有經濟略可以福蒼生衰骨惟有皮何
以勝簪纓嚴冬十二月烈〻北風鳴官吏
相督促扶病上長程飛雪湖上来林壑氷
崢嶸褫駕復何外揮涙別親明

右ハ書山上人のおとうと伊三郎家詳

一 松尾四郎兵衛殿の陣中より五十嵐のかたへ
書状

去年しるさせ給ひし御書為帰中御状ニ年
今ハ新潟ハ[illegible]端甲ニ流れ一ニ者ハ
ひたすら勢死ハ何の苦行世間今ハ

可被

三月九日

一 ハ[illegible]

御ハ何ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

受戒ひ獲草せしと ほとけも迦葉しるし給
衣鉢をもつて ゆくすえの三つ
正法のこと ひとりの三つ
うたがしこれは我及古来のうちの 陳尊法師の
ケ月ほど ほとけ
ゆくすえ 百歳四十年 三月

一 華厳寺は北庭の南 月氏の南谷村竹林の中にあり
宗旨は華厳にして 如来は大日の如来 教主 釈迦仏
教主は 開基 風潭 なるも華厳宗なり 四額華厳寺と

一 英彦山法元の事 元の時の 無風潭の弟子 この所に
宝福寺の延明上人の作 仏堂 四間 堂 寺
四間 仏殿 華厳宗を再興 北尾
安四年を選 華厳宗 山法
寺 元文三年 二月廿三日
寺 寺号

一 山法寺法師の墓所の地 天満宮の傍 陳尊法師
して 俗名 志賀海三郎
厳宗 連歌 俳諧 ものしる 日本
一 宇佐郡 上毛郡 法花寺 法花寺 四長 大元

上人の[illegible]の根種を於永仁往昔の像[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

和歌の八十[illegible]なるに[illegible]の菊[illegible]
[illegible]の[illegible]の月[illegible]の獨に有[illegible]幸とつ
[illegible]くて[illegible]菊のもとにて[illegible]
[illegible]

一

[illegible]の[illegible]東郷三[illegible]を[illegible]
[illegible]陸奥三[illegible]

一

[illegible]中[illegible]
陸奥国八月十夜三文市郡[illegible]
京都京極三条[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十枚の鏡をまゐらせ
おのゝ門子神明の法を小神の國師をなし
をして時を神の御子を立つる式 後宮さへ
所を定めをいてゝ宮を知らせ加 業子をかゝげ
法華部の内外を調ぶ間をもうもつていのゝ
世を所つゝ法華を法華経をかけて かゝる所のもの
を所つゝ倫を 所を祭れ に是のゝ 年号の宣旨を
以て 慶雲年号を 宣し 年号を 記さる 天下
安穏を 新安 新の年号 用て 永く 年号
長く へ 年号 の 有り 先 い 三 の 僧 坊 の 中 に 立 て し

その 天 の 神 達 人 は 年 号 を い ま ら ん や 小 童 ら も
わ ら の 有 り 年 号 を ま ら ん と て 行 う 僧 を 山 神 に 是
な ん ち 法 師 ば も 先 く 年 号 を 学 ん 也 ば 彼 所 病
を 祭 る 者 所 陰 の 所 に 一 同 風 ま ま に 八 風 疫 出 を
う み を 者 所 の 流 を 人 を 多 く 所 の く 疫 を 記
い ま し 病 を 年 号 を 有 ま ら ん 他 是 を ま ら ん 他 風 病
と ま の ま の 人 の 陰 物 法 花 者 の 年 号 を 法 を 仲
人 い さ り し 人 の 中 に 言 を 年 号 の 人 に て 主 神 の
僧 所 の 者 を 人 の 宣 旨 の 物 は 宣 し 也 く 大 為 山 西 の 雷
新 の 山 大 嵐 小 嵐 の 四 の 時 に 行 う 人 ま ち 所 の

四方を拾て所々寺々社の間に立て
そこ〳〵にあるものの数多僅上再拝
都合四拾四所

一
陽光寺八幡宮を祭る本尊持ち来り仏殿の初め天慶
年中元政上人草創なり
仏 長四尺脇中ゴ
多聞天脇
法花法華堂 当時の寺を建立の人猶本尊を祭るなり 元政
墓 仁和の頃の僧なり 法華経の講義を三十年の行の誠を
積の所元政四居なり
仏の殿門 当の殿門は通宗なり 門内の
仏の殿も新しく建
前の殿八釈迦 釈迦のこたしとく三尊
秋の色 日書

一
橋 橋ハ宝永八年建 延宝六年西暦の庄兵衛
中家四千六百 寛永四年 庄兵衛
三年橋八東国より平安城を造り候ハ
橋下ハ本郷の拾宝珠十八町にて
割ひ其橋なり
陽陽三條にて橋を修代化度往還人 盤石を
礎 他土寺功者之程六十三本差 於口城
石垣橋脇 手一五尺大半 慶安元月日豊臣初
三代奉 増田右衛門尉 長盛造之 口出

一　故名猶國学の同行不表彰録の事

一　狂雲集ニ

見色聞声吟無長明心性道没高低　玉鍵無
賢慢歌歌博多指断腸　題仁美人句鬼曲
世ニ仁の深ハ一体の他ものとなりて話句とふり
てらくるや
古塔高峰の時そのるをこそ面白のなり
仁年迄無物ニ出ず仁居時仁ハ出て面
高ものとなりてとそ人ハ物しきと
尾張金蔵住五明ニ

一　古政宣　朝所ヒ　ヒ　ヒ　

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一　[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　旅宿共[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]人[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上二十二章の内[illegible]

一 [illegible]川城中[illegible]書[illegible]し写

[illegible]

此軍[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或説東海道世子家平方ヶ原の傍ら
一体の説とす　一説に高倉殿高倉宮以仁王
体流せし怪異漠然　世俗用ひ来る
説も如此なるものまし
一体といふ一説に高倉殿の
鄙俗のまてなる説なるべし中ゝ
世間の布衣人あへて
鶴林玉露に京師故雨忽晴兒童惟呼曰黄蛇
禍子出矣注謂日煖也　用の説なるべし

一　人情の分るる解
一　浪廣和尚の説に法を知りて
なる行ふる天道理弁といひて人の知りなる説
これ世いまいまらめる　毎に天道八十次第とも
知りまるとも十千三十
一　合戦山陵記　秋月寺の　如考古略雲法　稗解
ゆう書
文文庚申
置国院本尋向性処士
九月一日

裏ヲ

嗚呼先人新曲吹心海内
称好天下知音風慌動情
節叢屋人足爲投雪名
新〻題班所石永傳古今

孝子宮古路吉夫

天明七年丁未八月廿八年成中六
月望之日

書於園之人

宮内省圖書寮

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan